

株主各位

大阪市東成区中本2丁目13番1号

(本社事務所) 大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

マルシェ株式会社

代表取締役社長 谷垣雅之

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月15日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成24年6月17日(日曜日) 午前10時30分
2. 場所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
大阪マーチャングाइズ・マートビル2階 Cホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項 第40期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)
報告事項 事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(アドレス <http://www.marche.co.jp/>)に掲載させていただきます。

なお、株主総会終了後、同会場において株主様とのコミュニケーションをより一層深めるため、株主懇親会を予定しております。

誠に恐縮ではございますが、株主懇親会にご出席いただける方は6月15日必着にて、同封の【マルシェ株主懇親会ご出席申込書】をご返送下さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自 平成23年4月1日)
至 平成24年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧が徐々に進み、企業の生産活動は緩やかに回復し、個人消費も雇用・所得環境の持ち直しや、自粛ムードの緩和などから底堅い動きを続けておりますが、海外の景気停滞に伴う円高の定着化や、エネルギー価格の上昇等、不安定要素は払拭されない状況が続いております。

外食業界におきましては、東日本大震災後の自粛ムードの緩和などにより、ファーストフード部門等を中心に、来客数の回復傾向が伺えるものの、居酒屋部門におきましては、若年層の飲酒離れや企業の経費削減等の影響もあり、厳しい事業環境が続いております。

この様な状況のもと、当社では「心の診療所を創造する。」お店を通じて関わる方々を幸せにしよう！の経営理念のもと、「全店昨年以上のおお客様にお越しいただこう！」を目標に大きく二つの事に取り組んで参りました。

一つ目は、生産地の優良な業者様と提携し、本物の商品をお値打ち価格で提供するフェアを年7回に亘り実施いたしました。内容は、和歌山県那智勝浦漁港で水揚げされた天然まぐろを使った「まぐろ祭」や、東北各県の特産品を使って「ニッポンうまいもの紀行～東北編～」などです。また、メニューの選定にあたっては、商材の安全性について取引業者様の協力のもと、厳しいチェックを行っております。

二つ目は、店長のマネジメント力の強化を目的として、原価や人件費管理など経費管理、接客や調理技術などオペレーション、宴会誘致等の営業力向上、などの店長研修を12月を除き毎月実施いたしました。

しかしながら、直営既存店の売上高前年同期比は96.8%、客数前年同期比は96.0%となりました。原因は、このような取り組みや思いを契約社員と共にお客様にお伝える力が不十分であったものと認識しており、今後は、全ての契約社員に対する理念の教育とサービスの研修を定期的を実施し、当社の取り組みや思いが全てのお店でしっかりと伝えられるように改善してまいります。

また、新規出店計画におきましては、震災後の先行き不透明感がある中、より慎重な投資を心掛け、小型店舗を中心に物件を厳選したことにより、残念ながら当初の出店目標には達しませんでした。新規に出店した店舗における売上高は、概ね計画以上で推移しております。

一方コスト面におきましては、効率的な販売促進策を行うと共に、エネルギーコストの削減を含め費用対効果を十分に考慮した経費管理を行って参りました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、前年同期比3%減の130億35百万円となりましたが、営業利益は、前年同期比17.6%増の5億31百万円となり、経常利益は前年同期比15.4%増の5億62百万円となりました。

当期純利益におきましては、不振店舗の固定資産を対象とした減損損失2億9百万円を特別損失に計上いたしました。前年同期比28.9%増の3億5百万円となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 〔自平成22年4月1日〕 〔至平成23年3月31日〕	当事業年度 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕	前年同期比	
			増 減	増減率(%)
売 上 高(百万円)	13,434	13,035	△399	△3.0
営 業 利 益(百万円)	452	531	79	17.6
経 常 利 益(百万円)	487	562	75	15.4
当 期 純 利 益(百万円)	237	305	68	28.9
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	28円22銭	36円37銭	8円15銭	—

【当社売上高の状況】

(単位：千円)

	前事業年度 〔自平成22年4月1日〕 〔至平成23年3月31日〕		当事業年度 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕		増 減	
		構成比		構成比		増減率
《料飲部門》		%		%		%
酔 虎 伝	2,062,387	15.4	1,866,890	14.3	△195,497	△9.5
八 剣 伝	4,406,635	32.8	4,308,833	33.1	△97,802	△2.2
居 心 伝	1,856,586	13.8	1,768,111	13.6	△88,475	△4.8
そ の 他	1,116,089	8.3	1,041,673	8.0	△74,416	△6.7
海 心 丸	270,076	2.0	212,470	1.6	△57,606	△21.3
ごちそうマルシェ	44,562	0.3	33,479	0.2	△11,083	△24.9
海鮮マルシェ	7,820	0.1	—	—	△7,820	△100.0
樂 待 庵	224,760	1.7	206,442	1.6	△18,318	△8.2
八 右 衛 門	136,397	1.0	139,978	1.1	3,581	2.6
串 ま ん	123,216	0.9	111,957	0.9	△11,259	△9.1
八 縁	44,925	0.3	12,120	0.1	△32,805	△73.0
バルビダ	33,018	0.3	55,080	0.4	22,062	66.8
リカーハウス	207,340	1.5	216,915	1.7	9,575	4.6
そ の 他	23,972	0.2	53,228	0.4	29,256	122.0
料飲売上高	9,441,698	70.3	8,985,508	69.0	△456,189	△4.8
《FC部門》						
ロイヤリティ等売上計	847,627	6.3	807,649	6.2	△39,977	△4.7
《商品部門》						
食 材 等 販 売	2,141,675	15.9	2,219,136	17.0	77,461	3.6
酒 類 等 販 売	739,584	5.5	744,933	5.7	5,348	0.7
食材、酒類等販売売上高	2,881,260	21.4	2,964,069	22.7	82,809	2.9
その他部門売上高	264,036	2.0	278,081	2.1	14,044	5.3
合 計	13,434,622	100.0	13,035,309	100.0	△399,313	△3.0

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、来客数の減少により89億85百万円、前年同期比4.8%の減となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下の通りとなります。

	全 店			既 存 店		
	売上高	客 数	客単価	売上高	客 数	客単価
酔虎伝	88.4%	86.1%	102.8%	100.5%	99.2%	101.3%
八剣伝	97.8%	97.3%	100.5%	94.4%	93.6%	100.8%
居心伝	95.2%	94.2%	101.1%	97.8%	96.9%	100.9%
その他	95.4%	108.8%	87.7%	98.3%	99.1%	99.1%
合 計	95.0%	95.1%	99.9%	96.8%	96.0%	100.8%

(注)既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② F C部門の販売の状況

ロイヤリティ等の売上高は8億7百万円、前年同期比4.7%の減となりました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、加盟店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は29億64百万円で前年同期比2.9%の増となりました。

主な内訳は、食材等の販売は22億19百万円で前年同期比3.6%の増、酒類等の販売は7億44百万円で前年同期比0.7%の増でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は2億78百万円で前年同期比5.3%の増となりました。主な内訳は、メーカーはじめ協力会社からの協賛金収入等であります。

【当事業態別出退店の状況】

直営店及び加盟店を合わせた当社グループ全店の店舗数は627店で、前期末店舗数比較で15店減少となりました。期間中の新規出店等は43店、退店は58店でありました。

		前事業年度 〔自平成22年4月1日〕 〔至平成23年3月31日〕					当事業年度 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕				
		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数	
						増減数					増減数
直営店	酔虎伝	30	0	8	22	△8	22	0	2	20	△2
	八剣伝	109	28	18	119	10	119	11	13	117	△2
	居心伝	38	4	5	37	△1	37	5	2	40	3
	海心丸	8	0	5	3	△5	3	0	0	3	0
	串まん	4	1	0	5	1	5	0	1	4	△1
	八右衛門	4	0	0	4	0	4	0	0	4	0
	その他	9	2	4	7	△2	7	3	3	7	0
	小計	202	35	40	197	△5	197	19	21	195	△2
加盟店	酔虎伝	27	4	3	28	1	28	1	5	24	△4
	八剣伝	406	18	36	388	△18	388	19	28	379	△9
	居心伝	11	3	1	13	2	13	2	2	13	0
	その他	13	5	2	16	3	16	2	2	16	0
		小計	457	30	42	445	△12	445	24	37	432
	合計	659	65	82	642	△17	642	43	58	627	△15

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が13店、加盟店からの譲受が2店、他業態からの業態変更が4店で計19店でありました。退店は完全退店が9店、加盟店への譲渡が2店、社員独立が8店、他業態への業態変更が2店で計21店でありました。

	出店				計		退店				計
	新規出店	加盟店からの譲受	業態変更				完全退店	加盟店への譲渡	社員独立	業態変更	
酔虎伝	—	—	—	—	—	酔虎伝	1	—	1	—	2
八剣伝	10	1	—	11		八剣伝	5	2	5	1	13
居心伝	2	1	2	5		居心伝	—	—	1	1	2
その他	1	—	2	3		その他	3	—	1	—	4
計	13	2	4	19		計	9	2	8	2	21

【加盟店の出店及び退店の内訳】

加盟店の出店は新規出店が14店、直営店からの譲受が2店、社員独立が8店で計24店でありました。退店は完全退店が35店、直営店への譲渡が2店で計37店でありました。

	出店			計
	新規出店	直営店からの譲受	社員独立	
酔虎伝	—	—	1	1
八剣伝	12	2	5	19
居心伝	1	—	1	2
その他	1	—	1	2
計	14	2	8	24

	退店		計
	完全退店	直営店への譲渡	
酔虎伝	5	—	5
八剣伝	26	2	28
居心伝	2	—	2
その他	2	—	2
計	35	2	37

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度において、新たに資金調達は行っておりません。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

項 目	第40期 (平成24年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	△377
財務活動によるキャッシュ・フロー	△694
現金及び現金同等物の増減額	100
現金及び現金同等物の期末残高	2,351

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが11億72百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが3億77百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが6億94百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて1億円増加し、23億51百万円となりました。

② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営料飲店の出店19店（うち加盟店からの譲受2店、業態変更4店）等を行い、設備投資額は4億89百万円となりました。

(単位：百万円)

内 訳	金 額
店舗・事務所設備	464
入居保証金等	24
合 計	489

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

【当社の財産及び損益の状況】

区 分	第37期 (平成21年3月期)	第38期 (平成22年3月期)	第39期 (平成23年3月期)	第40期 (当事業年度) (平成24年3月期)
売上高(百万円)	17,054	15,567	13,434	13,035
経常利益(百万円)	251	220	487	562
当期純利益(△損失)(百万円)	137	△1,903	237	305
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	16.41	△226.63	28.22	36.37
総資産(百万円)	11,158	8,468	7,970	7,937
純資産(百万円)	6,826	4,788	4,892	5,045

(4) 対処すべき課題

当社を取巻く環境は、「食の安全・安心」に対する更なる意識の高まりや、外食と中食の垣根を越えた競争も熾烈を極める等、今後も依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

この様な状況のもと、当社では原点に立ち返り「心の診療所を創造する。」の経営理念のもと、お客様の健全なコミュニケーションのお役立ちをすることで、お店を通じて関わる方々を幸せにすると共に、希薄化しつつある人々の絆を深め地域社会に貢献することを目的として、その結果「全店昨年以上のお客様にお越しいただこう！」を目標に次のような取り組みを行って参ります。

①「お客様満足度の向上」

(イ)食の安全・安心を確保し、お客様から信頼される企業であるために、食品添加物、残留農薬、放射能汚染の問題等に食材の生産段階はもとより、仕入、製造、調理の段階に至るまで、徹底して厳正なチェックを行う体制を強化して参ります。

(ロ)より美味しくお酒を召し上がっていただくためにも、美味しいメニューの開発に全力で取り組みます。国産を中心とした材料は勿論、味付けや、調理方法、調理技術にもこだわり、お客様に満足いただけるメニューを提供して参ります。

(ハ)「居心地の良いお店、空間」を提供すべく、店舗のデザインにも工夫を凝らし、既存店舗の改装、改修も積極的に行うと共に、クリンlinessも更に徹底いたします。

②「従業員の教育」

お客様に、安心してお店で過ごしていただくためにも、お店で働く一人一人の従業員が笑顔で気持ちの良い真心のこもったサービスを行うことが大切です。経営理念を実践し厳しい中でも勝ち残っていける店舗力を養うために、店長、契約社員はじめ全従業員の教育・研修を徹底し、全店が昨年以上のお客様にお越しいただける様な高いレベルの営業を目指します。

③「事業の拡大と収益及び財務体質の向上」

八剣伝業態を中心とした低投資開発が可能で、店舗オペレーションも簡素化した業態パッケージの新店と開発を積極的に行い、今後もまだ店舗数の少ない関東、東北及び九州地区を中心に新店すると共に、新規FC加盟開発も促進いたします。

また、既存店舗を活用してのランチ営業の試みの他、飲酒を伴わない食事を中心とした業態など次世代の新業態の開発投資も積極的に行って参ります。

これらの新規新店による事業の拡大を推し進める一方、経営資源の集中とより一層の原価管理、経費管理を図り、収益力の更なる向上と強固な財務体質の維持を図って参ります。

④「環境問題への対応」

地球の気候変動などの様々な「環境問題」に対し「心と身体と地球を健康に」を合言葉として、環境に配慮した経営を目指し企業の社会的責任を果たして参ります。

「エコアクション21」の認証取得を目指し、継続した「愛のマイ箸1億人運動」の取り組みや節水バルブや省エネ球の導入など、環境負荷の低減を図る取り組みの他、リサイクルなど3Rの推進によるゴミ削減など知恵やアイデアを結集し、当社グループ一丸となって取り組んで参ります。

【次期の取り組み】

平成25年3月期の具体的な取り組み計画といたしましては、下記の計画を実行して参ります。

- ① ランチ営業も兼ねた新しい形の浪花旬鮮「すいこでん」（今福鶴見店<大阪市>）や海心丸（JR岸辺店<吹田市>）を出店します。同様に既存店の「八剣伝」業態、「八右衛門」業態、「居心伝」業態の一部でもランチ営業のテストを行います。
- ② ランチ営業を行っている「しゃぶしゃぶ」業態や炭火焼・鉄板焼バル「Bar Vida（バルビダ）」業態の育成と展開を図ります。
- ③ 平成24年5月より既に実施しております「鹿兒島物産展フェア」など、全業態において生産地の業者様とコラボレーションしたフェアを年6回実施いたします。
- ④ 「マルシェグループ契約社員研修DVD～マルシェマインド研修編～」などの独自開発した教育研修ツール等を活用し、全契約社員はじめ従業員の定期研修を実施いたします。
- ⑤ 日本ホスピタリティ推進協会認定の「ホスピタリティ・コーディネータ」（注）を全店長が取得することを目標に、ホスピタリティ溢れる環境づくりを推進いたします。
- ⑥ 調理技術の向上を目的とした「焼き名人コンテスト」を平成24年2月に実施いたしました。次期も継続して実施いたします。また、お店での成功体験をマルシェグループ全員で共有することを目的とした「心の診療所大賞」を平成24年8月に開催を予定しております。その他、メニューコンテストである「M-1グランプリ」などの取り組みを通し、マルシェグループ全従業員のモチベーションアップに繋げて参ります。
- ⑦ 店舗での事務作業時間の短縮を行うため、直営店全店にパソコンを使った新システムを導入いたします。短縮された時間を契約社員への教育などに向けることで、お客様満足度の向上に努めます。

（注）ホスピタリティ・コーディネータとは

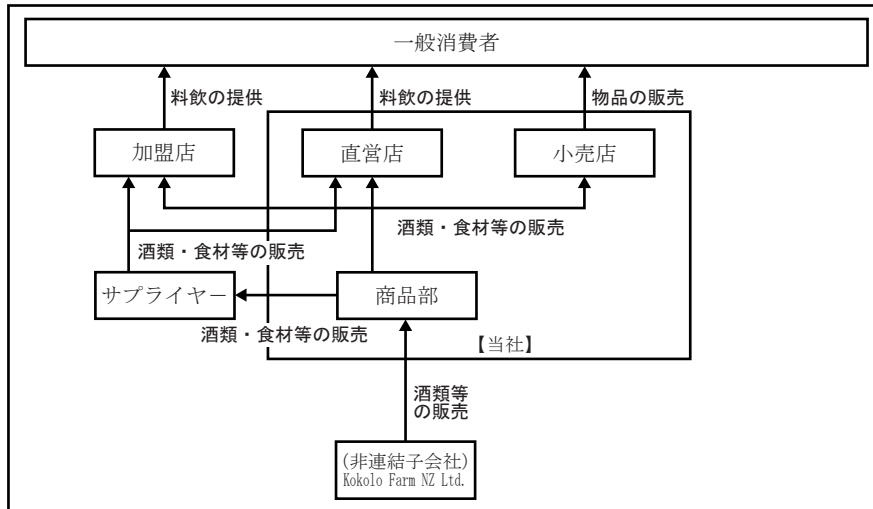
企業・地域社会・学校・NGO・NPO等グローバルな社会環境の中において、人と人や自然との共生などその環境を改善し、健全な発展を促すホスピタリティの推進役のこと。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社1社により構成されており、居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

当社グループの概要を事業系統図によって示すと次の通りであります。

◇ 事業系統図



(注) 平成24年4月1日付で商品部は商品営業部へ名称変更を行っております。

(6) 当社における主要な事業所及び使用人の状況

① 当社の本社及び支店等（平成24年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市
商 品 部	大 阪 市
茨 木 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 茨 木 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区
東 北 営 業 所	仙 台 市
名 古 屋 支 店	北 名 古 屋 市
岡 山 支 店	岡 山 市
広 島 支 店	広 島 市
九 州 営 業 所	福 岡 県 糟 屋 郡 粕 屋 町

(注) 平成24年4月1日付で商品部は商品営業部へ名称変更を行っております。

② 当社の直営料飲店舗（平成24年3月31日現在）

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
北 海 道	3	京 都 府	16
宮 城 県	2	大 阪 府	70
東 京 都	23	兵 庫 県	30
埼 玉 県	1	岡 山 県	8
千 葉 県	3	広 島 県	6
神 奈 川 県	1	山 口 県	2
静 岡 県	4	福 岡 県	4
愛 知 県	17	熊 本 県	3
滋 賀 県	2	合 計	195

③ 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	243名	16名減	37.5歳	7.5年
女 性	36名	1名増	39.1歳	10.0年

（注）臨時使用人を含む使用人数は、1,983名（前事業年度末比80名減）となります。

（7）主要な借入先及び借入額（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成24年3月31日現在）

- | | | |
|-----|------------|-------------|
| (1) | 発行可能株式総数 | 18,400,000株 |
| (2) | 発行済株式の総数 | 8,550,400株 |
| (3) | 株主数 | 11,101名 |
| (4) | 1単元の株式数 | 100株 |
| (5) | 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
谷 垣 忠 成	1,423	16.9
谷 垣 全 弘	470	5.6
アサヒビール株式会社	391	4.7
丸 紅 株 式 会 社	200	2.4
サントリービア&スピリッツ株式会社	161	1.9
株式会社三井住友銀行	160	1.9
株式会社みずほ銀行	159	1.9
谷 垣 雅 之	138	1.7
日本生命保険相互会社	109	1.3
伊藤忠食品株式会社	68	0.8

（注）持株比率は自己株式（151,161株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 垣 雅 之	
取 締 役	川 角 茂 樹	管理部長 エコプランニング・マルシェ株式会社監査役
取 締 役	田 中 浩 子	大阪成蹊大学マネジメント学部准教授 大手前栄養学院専門学校非常勤講師
取 締 役	持 永 政 人	摂南大学経済学部教授
監査役（常勤）	津 呂 祐 次	
監 査 役	田 浦 清	弁護士 田浦清法律事務所所長 学校法人明浄学院理事 財団法人発酵研究所監事
監 査 役	力 石 寛 夫	トーマス アンド チカライシ株式会社 代表取締役 玉川大学客員教授 特定非営利活動法人日本ホスピタリティ 推進協会理事 財団法人日本のこころSoul of Japan 代表理事
監 査 役	岩 田 潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所所長 BTJ税理士法人代表社員 株式会社ドーン社外取締役

- (注) 1. 取締役田中浩子氏及び同持永政人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役田浦清氏、同力石寛夫氏、同岩田潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役田浦清氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役田中浩子氏と社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千 円)
取 締 役	4 名	32,820
(内 社 外 取 締 役)	(2 名)	(6,300)
監 査 役	4 名	14,400
(内 社 外 監 査 役)	(3 名)	(8,400)
合 計	8 名	47,220

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年11月5日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月25日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載の通りになります。また、当社と当該他の法人等の特別な取引関係はございません。

② 社外役員 の 活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田 中 浩 子	当期開催の取締役会には13回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	持 永 政 人	平成23年6月19日就任後、開催の取締役会には10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	田 浦 清	当期開催の取締役会には13回中13回、監査役会は10回中10回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	力 石 寛 夫	当期開催の取締役会には13回中11回、監査役会は10回中9回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	岩 田 潤	当期開催の取締役会には13回中10回、監査役会は10回中9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めており、当社は社外取締役及び社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針としております。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役会において決議した内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透をはかる。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正する事を目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役会に対しその結果を報告する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、リスク管理規程を定め、リスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化をはかるため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 使用人は法令、定款はもとよりマルシェ企業行動基準、社員の行動規範及び諸社内規程に則り行動するものとする。
- ② 使用人は、法令、定款違反、社内規則違反或いは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、社内所定の窓口に通報する。内部通報規程は通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した体制を整備する。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制の整備につき、子会社を監査及び指導するとともに、子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上に努める。
- ② 子会社等関係会社を統括するための部署を置き、関係会社規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じ、使用人を置くこととする。

(8) 使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及び他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する事ができる。
- ② 取締役及び使用人は監査役会の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとする。
- ③ 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会にその都度直ちに報告するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及びび助言・勧告事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携をはかる。
- ② 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制をはかるものとする。
- ③ 監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用する事ができるものとする。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,412,252	流 動 負 債	2,007,872
現金及び預金	2,386,411	支払手形	56,181
売掛金	590,937	買掛金	1,029,582
商品	42,685	未払金	538,219
店舗食材	43,752	未払消費税等	59,455
貯蔵品	12,048	未払費用	12,820
前払費用	104,819	未払法人税等	62,864
繰延税金資産	137,712	前受金	4,240
未収入金	83,096	預り金	50,006
その他	10,808	賞与引当金	102,000
貸倒引当金	△20	資産除去債務	17,639
固 定 資 産	4,525,551	その他	74,863
有 形 固 定 資 産	3,079,800	固 定 負 債	884,099
建物	1,360,310	繰延税金負債	46,410
構築物	38,151	資産除去債務	215,118
工具、器具及び備品	101,958	長期未払金	60,569
土地	1,573,048	長期預り保証金	492,302
建設仮勘定	6,332	長期前受収益	69,614
無 形 固 定 資 産	83,131	その他	83
のれん	647	負 債 合 計	2,891,972
電話加入権	19,437	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	7,983	株 主 本 本	5,019,054
その他	55,062	資本金	1,510,530
投 資 其 他 の 資 産	1,362,620	資本剰余金	1,619,390
投資有価証券	104,383	資本準備金	1,619,390
出資金	196	利 益 剰 余 金	2,044,300
関係会社長期貸付金	73,933	利益準備金	66,982
破産更生債権等	8,778	その他利益剰余金	1,977,317
長期前払費用	28,147	別途積立金	3,950,000
差入保証金	1,173,162	繰越利益剰余金	△1,972,682
建設協力金	16,343	自 己 株 式	△155,165
その他	41,601	評価・換算差額等	26,778
貸倒引当金	△83,925	その他有価証券評価差額金	26,778
資 産 合 計	7,937,804	純 資 産 合 計	5,045,832
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,937,804

損益計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,035,309
売 上 原 価		5,309,860
売 上 総 利 益		7,725,448
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,193,566
営 業 利 益		531,882
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,399	
受 取 配 当 金	1,636	
寮・社宅家賃収入	13,041	
解 約 返 戻 金	11,681	
協 賛 金 不 返 還 額	7,324	
そ の 他	12,659	47,743
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,226	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,327	
そ の 他	4,539	17,093
経 常 利 益		562,532
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,482	10,482
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26,228	
固 定 資 産 売 却 損	13,001	
減 損 損 失	209,854	
店 舗 賃 借 解 約 損	15,789	264,873
税 引 前 当 期 純 利 益		308,140
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	45,702	
法 人 税 等 調 整 額	△43,070	2,631
当 期 純 利 益		305,509

株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4月 1日)
(至 平成24年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金 計	その他利益剰余金			利 余 金 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,510,530	1,619,390	1,619,390	66,982	239	3,950,000	△2,110,440	1,906,782	△154,930	4,881,771	
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰余金の配当							△167,991	△167,991		△167,991	
固定資産圧縮 積立金の取崩					△239		239	—		—	
当期純利益							305,509	305,509		305,509	
自己株式の取得									△235	△235	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）											
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△239	—	137,757	137,518	△235	137,283	
当 期 末 残 高	1,510,530	1,619,390	1,619,390	66,982	—	3,950,000	△1,972,682	2,044,300	△155,165	5,019,054	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	11,115	11,115	4,892,886
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰余金の配当			△167,991
固定資産圧縮 積立金の取崩			—
当期純利益			305,509
自己株式の取得			△235
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	15,662	15,662	15,662
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	15,662	15,662	152,945
当 期 末 残 高	26,778	26,778	5,045,832

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品、店舗食材、貯蔵品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 4～59年

その他の有形固定資産 2～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

償却期間については、支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えて、支給見込額基準により計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,632,439千円

2. 保証債務

被 保 証 者	保証金額（千円）	被保証債務の内容
フランチャイズ契約者 （2名）	3,091	リース契約
フランチャイズ契約者 （1社、19名）	139,708	銀行借入金
フランチャイズ契約及び 店舗運営管理委託契約者 （1社）		
計（2社、21名）	142,799	—

また、上記以外に加盟店の不動産賃貸借契約について1件の債務保証を行っております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
該当事項はありません。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

仕入高

4,804千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	8,550,400株	—	—	8,550,400株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	150,821株	340株	—	151,161株

(注) 普通株式の自己株式の増加340株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月19日 定時株主総会	普通株式	100,794千円	12円 (注)	平成23年3月31日	平成23年6月20日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	67,196千円	8円	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(注) 平成23年6月19日の定時株主総会にて決議された1株当たり配当額12円の内訳
普通配当 8円 記念配当 4円(創業40周年記念配当)

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

上記の事項については、次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月17日 定時株主総会	普通株式	67,193千円	利益剰余金	8円	平成24年3月31日	平成24年6月18日

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	38,760千円
貸倒引当金	29,884千円
未払事業税	9,992千円
未払事業所税	4,651千円
未払役員退職慰労金	21,562千円
減損損失	384,243千円
資産除去債務	82,937千円
繰越欠損金	449,442千円
その他	68,325千円
繰延税金資産 小計	1,089,799千円
評価性引当額	△952,087千円
繰延税金資産 合計	137,712千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	14,802千円
その他	31,607千円
繰延税金負債 合計	46,410千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△0.1%
交際費等永久に損金に算入され ない項目	3.3%
住民税均等割額	14.9%
評価性引当額	△59.0%
税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正	2.0%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	0.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,107千円減少し、法人税等調整額は6,186千円増加しております。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3,196	1,080	2,093	22

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	106千円
1年超	－千円
合計	106千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、自己資金や銀行借入により調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、管理部経理課において未回収リストを作成のうえ毎月の営業会議で報告されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

差入保証金は主に店舗の賃借に係るものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は主に加盟店契約に係るものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2を参照下さい。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	2,386,411	2,386,411	—
(2) 売掛金	590,937		
貸倒引当金（*1）	△20		
	590,917	590,917	—
(3) 未収入金	83,096	83,096	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	99,383	99,383	—
資 産 計	3,159,808	3,159,808	—
(1) 買掛金	1,029,582	1,029,582	—
(2) 未払金	538,219	538,219	—
負 債 計	1,567,801	1,567,801	—

*1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	5,000
差入保証金	1,173,162
長期預り保証金	492,302

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社名	住 所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係 内容		取引内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
主要株主(個人)の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)高真	堺市 西区	5,000	当 社 加盟店	(注) 1	—	酒類等 の 販売	酒類等の販 売 (注) 2	17,224 (注) 3	売掛金 長期預り 保証金	1,825 20

(注) 1. (株)高真は、当社個人主要株主谷垣忠成氏の近親者が90%直接所有しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(株)高真との取引は、標準的なフランチャイズ契約に基づいた取引契約によっております。

3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

(単位：千円)

種類	会社名	住所	資本金は 又出資金	事業の内容	議決権 等の所有 (被 所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業 上の 関係				
子会社	Kokolo Farm NZ Ltd.	ニュージー ランド*	5,000 ニュージー ランドドル	ワインの製 造、販売等	直接 100%	—	当社仕入先	資金の貸付 (注) 1	5,700	関係会社 長期貸付金	73,933

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付に伴う利息については、子会社の資金繰りを勘案して決定しております。
- (2) Kokolo Farm NZ Ltd. への関係会社長期貸付金に対し、73,933千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において、5,700千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 600円75銭
2. 1株当たり当期純利益 36円37銭

X. 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、料飲部門については店舗を、その他の事業については事業をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。

閉鎖を決定した店舗及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（209,854千円）として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は以下の通りです。 (単位：千円)

地区	場所	用途	種類	減損損失
関西地区	吹田市等24件	店舗	建物、 その他	96,572
中部地区	北名古屋市等2件			3,476
関東地区	東京都世田谷区等13件			73,659
中四国地区	岡山市北区等2件			2,729
九州地区	福岡市南区等4件			33,416
合計	(45件)			—

地区ごとの減損損失の内訳は以下の通りです。(単位：千円)

地 区	建 物	そ の 他	減 損 損 失
関 西 地 区	88,549	8,022	96,572
中 部 地 区	3,138	338	3,476
関 東 地 区	67,900	5,759	73,659
中 四 国 地 区	2,014	714	2,729
九 州 地 区	27,971	5,445	33,416
合 計	189,574	20,279	209,854

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値（割引率7.67%）または正味売却価額（処分見込額）により測定しております。

XI. 資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は利付国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	230,646千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17,598千円
有形固定資産の除却による減少	△31,762千円
その他の増加	16,275千円
当事業年度末残高	232,758千円

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月21日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊與政 元 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 木 茂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社
の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第40期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月23日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 津 呂 祐 次 ㊟

監 査 役 田 浦 清 ㊟

監 査 役 力 石 寛 夫 ㊟

監 査 役 岩 田 潤 ㊟

(注) 監査役田浦清及び力石寛夫並びに岩田潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開や経営体質の強化のための資金を確保しつつ、配当金に関しましては基準配当金額を設定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には配当性向を勘案して利益還元を行っていくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通配当8円といたしたいと存じま

す。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり8円 総額67,193,912円

なお、中間配当金として8円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり16円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月18日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	谷垣雅之 (昭和37年11月21日生)	平成4年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役(人事総務部長) 平成11年4月 当社常務取締役(管理本部副部長兼経営企画室長) 平成12年4月 当社代表取締役社長 現任	138,876株
2	川角茂樹 (昭和35年2月12日生)	平成16年9月 当社入社 平成16年10月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役(経理部長) 平成19年4月 当社取締役(管理本部長兼経理部長) 平成19年4月 エコプランニング・マルシェ株式会社 監査役 現任 平成22年4月 当社取締役(管理部長) 現任	15,200株
3	田中浩子 (昭和40年4月1日生)	平成元年4月 同志社女子大学公衆栄養学研究室実習助手 平成3年4月 京都府栄養士会入会(管理栄養士) 平成11年10月 有限会社田中浩子事務所(現 株式会社Taste One)設立 同代表取締役 平成19年4月 大手前栄養学院専門学校 非常勤講師 現任 平成20年6月 当社取締役 現任 平成23年6月 株式会社Taste One 代表取締役 退任 平成23年7月 大阪成蹊大学マネジメント学部 准教授 現任	5,000株
4	持永政人 (昭和31年9月2日生)	平成14年4月 藤田観光株式会社 人事部長 平成15年3月 東京ベイ有明ワシントンホテル 総支配人 平成18年3月 フォーシーズンズホテル 椿山荘東京 総支配人 平成22年4月 摂南大学経済学部 教授 現任 平成23年6月 当社取締役 現任	1株

(注)

1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 田中浩子氏及び持永政人氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中浩子氏は社外取締役候補者とした理由は、次の通りであります。
田中浩子氏は管理栄養士として得た、食生活コンサルティングや管理栄養士のビジネスマネジメントの豊富な知識と多くの経験を有しており、当社の経営に対して、意見・アドバイスをいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 持永政人氏は社外取締役候補者とした理由は、次の通りであります。
持永政人氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な知識と多くの経験を有しており、また摂南大学経済学部教授であり、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより社外取締役である田中浩子氏及び持永政人氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の概要は、次の通りであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役津呂祐次氏、力石寛夫氏の2名は任期満了となりますので、社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	津 呂 祐 次 (昭和17年3月3日生)	平成15年10月 当社入社 広報担当顧問 平成16年2月 当社社長室顧問 平成16年6月 当社常勤監査役 現任	一株
2	力 石 寛 夫 (昭和18年6月12日生)	昭和47年10月 トーマス アンド チカライ ン株式会社設立 同社代表取締役 現任 平成13年6月 当社監査役 現任 平成20年4月 玉川大学 客員教授 現任 平成23年4月 財団法人日本のこころ Soul of Japan 代表理事 現任 平成24年2月 特定非営利活動法人日本ホスピタ リティ推進協会 理事長 現任	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 力石寛夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 力石寛夫氏を社外監査役候補者とした理由は、次の通りであります。
力石寛夫氏は外食事業等に関するコンサルティングを行うなど、外食産業の人材育成に幅広く貢献され、海外の外食業界での経験も豊富であり、また、経営者として長く会社経営に携わっており、人格、見識とも高く、その豊富な知識と多くの経験により、当社の経営に対して社外の客観的な視点から意見・アドバイスをいただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 力石寛夫氏は、現在、当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
5. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより社外監査役である力石寛夫氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。その責任限定契約の概要は、次の通りであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

総会・懇親会 避難経路図

【OMMビル2F】

大川側



避難経路

懇親会会場

株主総会会場

避難経路



会議室



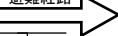
避難経路



中央エレベーター(2F)



避難経路



湯沸室

非常口

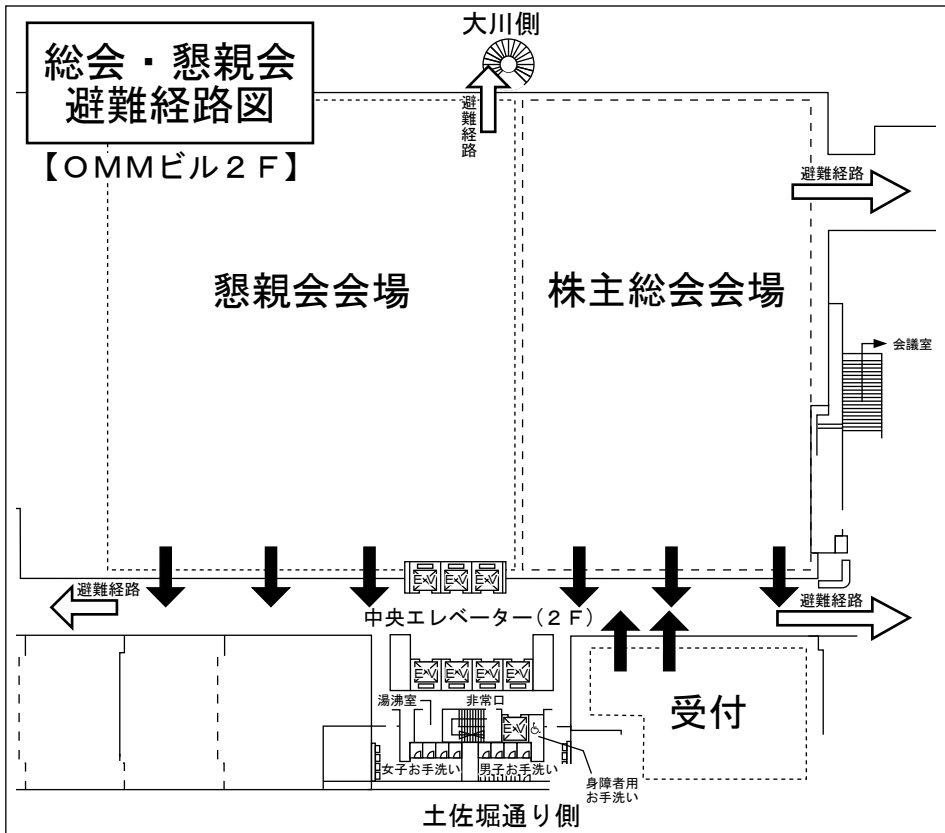
女子お手洗い

男子お手洗い

身障者用
お手洗い

受付

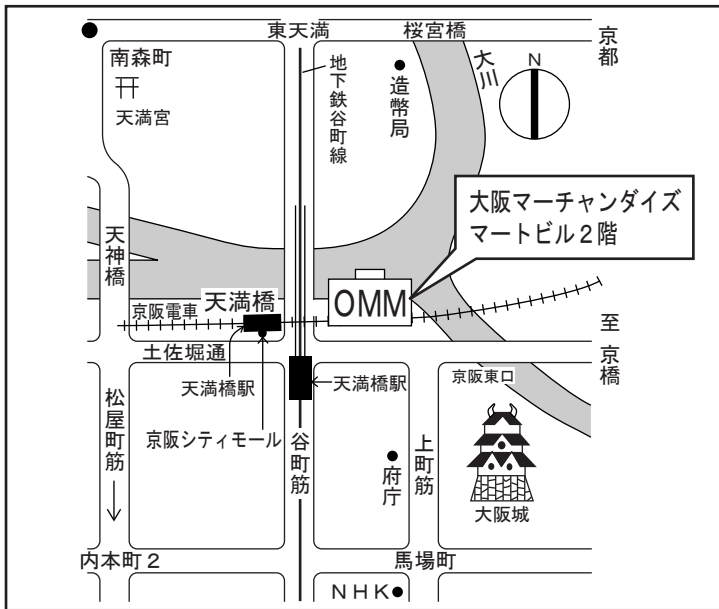
土佐堀通り側



株主総会会場ご案内

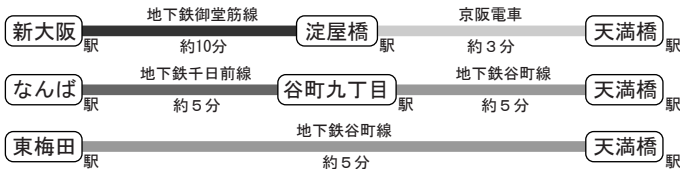
■会場のご案内

大阪市中央区大手前1丁目7番31号
 大阪マーチャンダイズ・マートビル2階 Cホール
 ご連絡先 06-6943-2020



■交通のご案内

京阪電車「天満橋」駅東出口 } OMM B2に連絡
 地下鉄谷町線「天満橋」駅北出口①



(当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。)